

社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会 役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会定款第6条に規定する評議員及び定款第18条に規定する理事・監事及び部会および委員会に関する規程第3条に掲げる部会委員、その他会長が認めた部会、委員会委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 役員等がその職務のため、次の各号に掲げる会議等に出席したときは、費用弁償として、会議等の開催地までの公共交通機関の運賃相当額を弁償する。

- (1) 理事・監事の理事会
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員会
- (4) 社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱第4条に規定する第三者委員会
- (5) 評議員選任・解任委員会
- (6) その他理事会が認める部会、委員会

2 役員等が前項の会議等の出席以外に、その職務の執行に当たって負担した費用については、本会の旅費規程に規程する旅費の額により、その費用を弁償する。ただし、本会以外から費用の弁償を受ける場合には、弁償をしないものとする。

(費用弁償の支給方法)

第3条 役員等の費用弁償の支給方法等については、その都度支給する。

2 費用弁償については本会の職員、地方公共団体の常勤の職員又は、これに準ずる職員についてはこれを支給しない。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から全部改正施行する。